

生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

県立佐渡高等学校

- 1 教職員と生徒の間で携帯での通話及びメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- 2 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 3 携帯電話・メール・SNS等で相談があった場合、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、管理職・教職員間で情報を共有し透明性を高める。
- 4 事前にメールアドレス等を把握する場合は、生徒の範囲と使用目的を管理職に報告する。
- 5 上記のルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則) この校内ルールは、令和3年12月16日より実施する。